

## 監理技術者の専任緩和について

令和2年10月1日付け建設業法の一部改正により、特例監理技術者（工事を兼任する場合の監理技術者のことをいう。以下同じ。）制度が新設されました。これまで、監理技術者の配置を求める工事においては、原則、監理技術者は当該工事への専任が必要でしたが、必要な資格を有した監理技術者補佐をそれぞれの現場に専任で配置する等一定の要件を満たすことで、合計2件まで特例監理技術者による工事の兼任が可能となりました。

については、本市が発注する工事における特例監理技術者の取扱いを以下のとおりとしますので、お知らせします。

### 1 監理技術者の専任緩和

兼任を希望する2件の工事（上下水道局、他自治体及び民間発注工事を含む。）の両方において、次のアからカまでの全ての要件を満たす場合に、特例監理技術者による工事の兼任申請を行うことができます。

- ア 予定価格（他自治体及び民間発注工事においては請負金額）が3億円未満の工事であること
- イ 施工場所が堺市内の工事であること
- ウ 本市発注工事の場合、総合評価落札方式（簡易型）による工事ではないこと
- エ 兼任不可の条件が付された工事ではないこと
- オ 兼任する工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること
- カ 特例監理技術者が不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるように、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡がとれる体制を確保すること

### 2 申請方法について

1の要件を全て満たした上、本市指定の様式で兼任の申請を行うものとします。

なお、申請方法や必要書類等の詳細については、後日公表予定の「監理技術者、主任技術者及び現場代理人の専任緩和について」によりお知らせしますので、申請を行うに当たっては、当該通知文及び入札公告等を確認の上、申請するようにしてください。

### 3 適用時期

令和3年8月1日以降の発注工事から適用します。

### 4 備考

適用時期（令和3年8月1日）より前に本市が発注した工事についても、適用の対象とします。